

6 水 管 第 310 号
令和 6 年 5 月 10 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について（諮問第 450 号）

別紙のとおり、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 119 条第 6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省令第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百十九条第二号の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（さめの魚体の所持等の制限） 第六十二条 遠洋かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該遠洋かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。 一 （略） 二 当該さめ（インド洋協定海域、中西部太平洋条約海域及び東部太平洋条約海域において採捕したもの（インド洋協定海域においては、船上において冷蔵保存するものを除く。）に限る。）を陸揚げまでの間、船上においてひれを切り離さず所持すること。ただし、農林水産大臣が別に定めて告示する場合は、この限りでない。 三 （略）	（さめの魚体の所持等の制限） 第六十二条 遠洋かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該遠洋かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。 一 （略） 二 当該さめ（インド洋協定海域及び中西部太平洋条約海域において採捕したもの（インド洋協定海域においては、船上において冷蔵保存するものを除く。）に限る。）を陸揚げまでの間、船上においてひれを切り離さず所持すること。ただし、農林水産大臣が別に定めて告示する場合は、この限りでない。 三 （略）

附 則

この省令は、令和六年七月一日から施行する。

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について

令和 6 年 5 月
水産庁国際課

1 改正の趣旨

全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約の締結国等は、全米熱帯まぐろ類委員会（以下「IATTC」という。）において合意されたまぐろ類等の高度回遊性魚類資源の保存管理措置について、その遵守を確保するために必要な措置を講じることが求められている。令和 5 年 8 月に開催された IATTC の年次会合において、東部太平洋条約海域におけるさめ類の長期的な保存と持続的な利用に関する保存管理措置が以下のとおり採択された。

- (1) さめのひれを切り離して所持することを禁止する。
- (2) ただし、さめの魚体と対応するひれを同じ袋に保管する等、魚体と対応するひれを容易に特定できるような代替措置をとる場合においてはこの限りでない。

これらの規定については、既にインド洋協定海域及び中西部太平洋条約海域で同様の措置が採択されており、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。）第 62 条第 2 号において、ひれを切り離して所持することを禁止した上で、別途告示に規定する代替措置をとった場合にはこの限りでないとしている。

今般の IATTC の措置を受けて、東部太平洋条約海域においても同様の措置を適用するため、許可省令の改正を行う。

2 概要

許可省令第 62 条第 2 号において、ひれを切り離して所持することを禁止する海域を指定しているところ、「東部太平洋条約海域」を追加する。

3 スケジュール

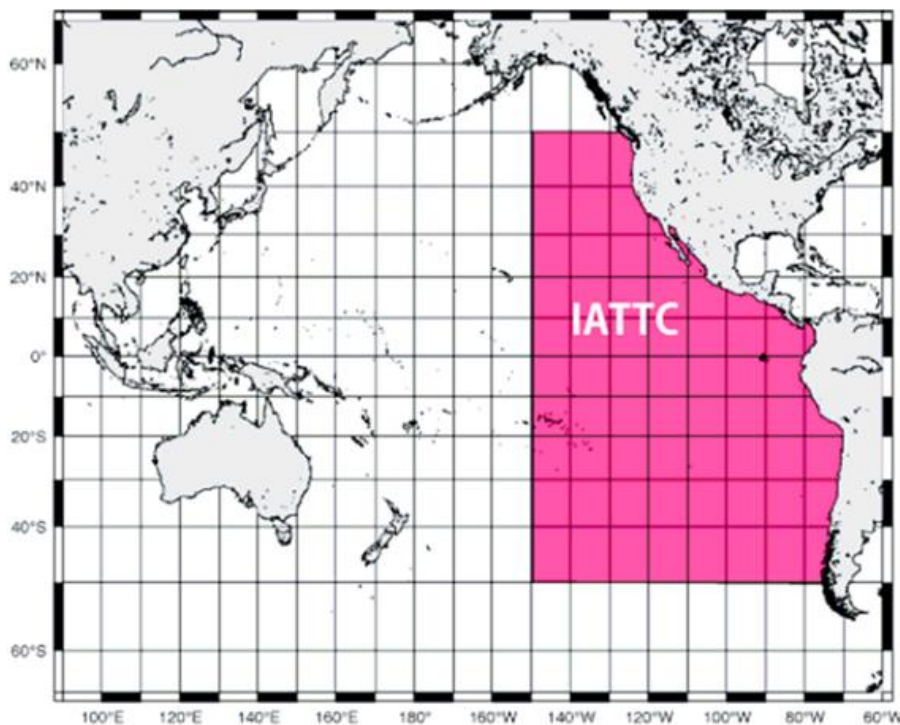
令和 6 年 3 月～4 月	法令審査
令和 6 年 4 月～5 月	パブリックコメント
令和 6 年 5 月 10 日	水産政策審議会諮問
令和 6 年 5 月（P）	官報入稿（水産政策審議会諮問後）
令和 6 年 6 月中旬	公布
令和 6 年 7 月 1 日	施行

(参考1)

全米熱帯まぐろ類委員会 (I A T T C)
Inter-American Tropical Tuna Commission

1950年3月3日 発効
1970年7月1日 我が国効力発効
2010年8月27日 強化条約発効
事務局：ラホーヤ(アメリカ)

- 1 目的：
条約水域におけるかつお・まぐろ類等資源の長期的な保存及び持続的な利用の確保
- 2 現行条約：
アンティグア条約 (Antigua Convention)
- 3 概要：
 - (1) 締 約 国：21ヶ国
 - (2) 協力的非締約国：5ヶ国
 - (3) 対象水域：東部太平洋水域
 - (4) 対象魚種：マグロ類 (カツオ、マグロ、カジキ類)



【I A T T C条約水域図】

(参考 2)

【全米熱帯まぐろ類委員会 (I A T T C)】

RESOLUTION C-23-07

CONSERVATION MEASURES FOR THE PROTECTION AND SUSTAINABLE
MANAGEMENT OF SHARKS

(さめ類の保護及び持続的管理のための保存管理措置)

(2023 年 8 月)

【関連部分抜粋】

RETENTION AND UTILIZATION

6. CPCs shall ensure that all sharks are landed with all fins naturally attached to the body. In order to facilitate on-board storage, shark fins may be partially sliced through and folded against the shark carcass as appropriate but shall remain naturally attached to the carcass until the first point of landing (see Annex 2).

7. Until the end of 2026, notwithstanding paragraphs 6, and other provisions in this Resolution, CPCs may take alternative measures to ensure that individual shark carcasses and their corresponding fins can be easily identified on board the vessel at any time, using one of the following methods:

- (i) each individual shark carcass and its corresponding fins are stored in the same bag, preferably a biodegradable one
- (ii) each individual shark carcass is bound to the corresponding shark fins using rope or wire; or,
- (iii) the shark fins and the corresponding shark are identically, uniquely, and numerically tagged in a manner that an authorized inspector can readily identify the matching of the shark fins to the corresponding shark.

(仮訳)

6. 加盟国は陸揚げされるすべてのサメのヒレが魚体に自然についた状態であることを確保しなければならない。船上での保管を容易にするため、サメのヒレを部分的に切り、適正な方法で胴体に対して折りたたむことは可能だが、最初の水揚げの時まで、サメのヒレが魚体に自然についた状態を維持しなければならない。

7. パラグラフ 6 の規定や、本決議の他の規定にかかわらず、2026 年末までの間、加盟国は、個々のサメ魚体とそれに対応するヒレが船上でいつでも容易に特定できることを確保するため、以下に記載された代替措置をとることができる。

- (i) 個々のサメの魚体と対応するヒレを同じ袋（生分解性のものが好ましい）に保管する。
- (ii) 個々のサメの魚体に、対応するヒレを縄又はワイヤーで結びつける。
- (iii) 検査官が魚体とヒレの一致を容易に特定できる方法で、同一であり固有の数字を付したタグをサメの魚体と対応するヒレに装着する。

